

練馬区告示第286号

練馬区立地区区民館条例（昭和53年7月練馬区条例第24号）第5条第2項の規定に基づき、大規模改修工事のため、練馬区立関町北地区区民館を臨時に休館することとしたので、つぎのとおり告示する。

令和8年5月26日

練馬区長 吉田 健一

名 称	位 置	休 館 日
練馬区立関町北地区区民館	練馬区関町北四丁目12番21号	令和8年6月1日（月）～ 令和9年10月31日（日）